

第11次鹿角市交通安全計画の概要

【策定の趣旨】

「交通安全対策基本法」を根拠に、国の「第11次交通安全基本計画」、県の「第11次秋田県交通安全計画」に基づき、市、県、警察等で構成する鹿角市交通安全対策会議を経て「第11次鹿角市交通安全計画」を策定する。

【計画の性格】

- ・交通安全対策基本法第26条の規定に基づく計画
- ・本市の交通安全施策の大綱

【計画の基本理念】

- 人命尊重の理念に基づき、究極的には交通事故のない鹿角市を目指します。
- 「人優先の交通安全思想」を基本とし、市民の安全を一層確保するため、あらゆる施策を推進します。
- 年齢や障がいの有無等に関わりなく、安全で安心して暮らせる交通社会の構築を目指します。

【計画の期間】

令和3年度～令和7年度（5年間）

【計画における目標】

第11次計画の目標

- 目標…交通事故のない社会

- 目標値…交通事故死者数 0人継続
1年間の交通事故負傷者数 10人以下
交通事故における人身事故の割合 1%以下

※ 参 考：第10次計画期間人身事故発生状況

	目標	H28	H29	H30	R1	R2
事 故 件 数	—	32件	32件	15件	10件	11件
死 者 数	0人	4人	1人	1人	0人	0人
負 傷 者 数	42人	32人	41人	21人	13人	14人

【今後の交通安全対策を考える視点】

- ・ 市民自らの意識改革
- ・ 高齢者および子どもの安全確保
- ・ 歩行者および自転車利用者の安全確保と遵法意識の向上
- ・ 生活道路における安全確保
- ・ 地域が一体となった交通安全対策の推進

○実施する施策

施 策	主 な 内 容
1 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚	(1) 交通安全に関する普及啓発活動の推進 (2) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進 (3) 効果的な交通安全教育の推進 (4) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進 (5) 市民の交通安全活動への参加・共働による推進
2 安全運転の確保	(1) 運転者教育等の充実 (2) 道路交通に関する情報の充実
3 道路交通環境の整備	(1) 人優先の安全で安心な歩行空間の整備 (2) 道路管理や交通安全施設の整備 (3) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備
4 自転車利用者の安全性の確保	(1) 自転車の安全性の確保 (2) 秋田県自転車条例（秋田県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例）の周知
5 踏切道における安全対策	(1) 安全意識の啓発 (2) 踏切道における交通規制の実施 (3) 踏切道の改良および統廃合の推進
6 救助・救急活動の充実 （広域行政組合）	(1) 救助・救急体制の整備 (2) 救急救命士の配置と救助・救急資機材等の整備 (3) 心肺蘇生法等の応急手当の普及啓発活動の推進 (4) 救助隊員および救急隊員の教育訓練の充実 (5) 高速自動車国道における救急業務実施体制の整備 (6) 救急関係機関の協力の確保等
7 被害者支援の充実	(1) 交通事故相談活動の充実 (2) 自動車事故被害者に対する救済・援護措置の充実